

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 11 日現在

機関番号：37103

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009 ～ 2011

課題番号：21592658

研究課題名（和文） 歯科医師の法的責任とコミュニケーション要因に関する研究

研究課題名（英文） A study on a physician's legal liability to explain and explanatory behaviors

研究代表者 濱寄 朋子（TOMOKO HAMASAKI）

九州女子大学 准教授

研究者番号：60316156

研究成果の概要（和文）：我が国の歯科領域では医事訴訟が増加傾向にあるが、実証的研究はほとんど見られず、その要因について十分な検討は行われていない。本研究の目的を、わが国の歯科領域の医事訴訟判例を対象として、歯科医師の法的責任に関連する要因、特にコミュニケーション要因を特定することを明らかにすることとした。1978年から、2010年までの88例の歯科医事訴訟の判例を分析することによって行った。歯科医師の法的責任に関連すると考えられる患者、歯科医師、裁判および歯科医師の説明態様の要因を変数として設定し、それを基に各判例をコード化し、全判決から成るデータベースを構築した。収集したデータベースについて歯科医師の法的責任に関連する因子について分析を行った。さらに時代的変遷についても分析した。その結果、わが国における歯科医事訴訟において、近年では、以前に比べて、歯科医師の説明義務が認定されている判例数が有意に多かった。また、歯科医療保険の種類や、歯科医師の不誠実な態度が、歯科医師の法的責任と関連していた。これらの知見は、医師-患者コミュニケーションを改善するうえで有益であると思われる。

研究成果の概要（英文）： Few findings based on systematic and quantitative analyses of decided dental malpractice litigations in Japan have been reported. In this study, we thus used decisions of litigated dental malpractice cases in Japan to identify factors related to dentists' legal liability, including a dentist's duty to explain treatment to a patient. We analysed legal decisions of 88 dental malpractice cases between 1978 and 2010. Statistical analyses were performed to evaluate associations among patient characteristics, dentist characteristics, dentists' explanatory behaviour, and dentists' legal liability. Additionally, to evaluate longitudinal changes in study variables during the study period, an analysis was performed based on the year of litigation only cases acknowledged dentist liability by court decision. Cases that acknowledged dentist liability in a court decision, based only on the issue of dentist's explanation and the reason of acknowledged negligent of dentist's duty to explanation included were significantly more common in recent years than previously. The dental fee, and the dentist's insincere manner showed relationships with court decisions. These findings may be useful in improving dentist-patient communication in the dental setting.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,700,000	510,000	2,210,000
2010年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：医歯薬学

科研費の分科・細目：社会歯学

キーワード：歯科医事訴訟、説明義務、コミュニケーション

1. 研究開始当初の背景

近年、国内外において、患者や家族が治療を巡って医師や病院を相手にした訴訟（以下、医事訴訟）が増加し、その要因が検討されている。その結果、90年代より、興味深い研究成果が数多く報告されるようになった。医事紛争に至る最大の要因は、医療の質ではなく医療コミュニケーションであることが明らかにされた(Lichtstein DM et al. *Hospital Practice* 1999;July 15:69-79)。また、医事紛争の要因に関する診療科別の検討によれば、内科医ではコミュニケーション要因が医事紛争の原因となるが、外科医では無関係であることが明らかになっている(Levinson et al. *JAMA* 1997;277:553-559)。このように、欧米では、この分野における知見が蓄積されつつあり、医療現場へのフィードバックも随時行われている。

国内では萩原らにより、医療訴訟判決を用いた定量的分析が行われ、医師の法的責任に影響を与える要因が明らかになっている。特に、医師の説明態様に関して詳細な分析が行われ、医師の傾聴や説明等の行為は医師の法的責任と関連があることを明らかにしている(Hagihara et al. *Health Policy*. 2007 Oct;83(2-3):213-22. Epub 2007 Feb 20)。しかし、概して、我が国では、医事訴訟判決を用いた研究は、法学分野における定性的研究が大多数を占めている。医療従事者による実証的研究は少なく、この分野における研究は殆ど進んでいない。

我が国の医事訴訟を診療科別に見た場合、特に歯科における紛争の増加傾向が顕著である(裁判所ホームページ http://www.courts.go.jp/saikosai/about/iinkai/izikankei/toukei_04.html)。他の医療領域と比較して、歯科領域の責任論の特徴は、歯科医療の領域では、インフォームド・コンセントに関連する紛争が多く、この要因として、一般の医療行為と比較して治療方法の選択が可能なケースが多いこと、および、自由診療の比率が高く外観への影響が大きいことである(岡村久道 歯科の医療過誤、新・裁判実務大系1-医療過誤訴訟法 太田幸夫編 青林書院 東京 2000,372-382)。

我が国では歯科領域における医事訴訟が増加しているにも拘わらず、以上のように、定性的な検討に止まり、十分な検討が行われ

ていないのが現状である。また、歯科医事訴訟判例のみを対象とした、定量的な分析研究は見当たらない。そこで、今回、我々は本研究において、歯科医事訴訟の定量的分析を行う。これは、内外で初めての試みである。本研究の成果は貴重なデータベースとなり、基礎的研究としてのみならず、歯科医療政策的にも有意義で、歯科臨床の場でも応用可能な実践的な知見が期待出来ると思われる。

2. 研究の目的

本研究の目的は以下の2点である。

- (1) 歯科分野の医事訴訟において、歯科医師の法的責任に関連する要因を特定する。
- (2) 歯科分野の医事訴訟に関して、時代的変遷の特徴を明らかにする。

これまでに、医事訴訟判決に影響を与える因子として、裁判期間、傷害の程度、既往歴、患者の年齢、原告（患者）の主張の法的構成（不法行為か契約違反か）、医師の患者への説明態様（傾聴と説明）が明らかになっている(Hagihara A, et al. *J Law Med*; 2003 Nov; 11(2):162-84, Hagihara A, et al. *Health Policy*. 2003 Aug; 65 (2) :119-27)。本研究においては対象が、インフォームド・コンセントに関連した紛争が多いとされる歯科領域であるため、以上の変数に加え、医師と患者のコミュニケーションに関連した、歯科領域特有の要因を過不足無く付加したうえ、詳細に分析する。

3. 研究の方法

本研究では、わが国の裁判所で出された歯科医事訴訟判決、判例データベース、および、判例集(判例時報、判例タイムズ等)を使い、医事訴訟判決のうち、国内の裁判所で出された歯科分野の判決を収集する。それを基に、まず、歯科医師の法的責任に関連すると考えられる要因を変数として設定する。それを基に各判例をコード化し、全判決から成るデータベースを構築する。

つぎに、歯科医事訴訟判決に影響を与えた因子について、詳細に分析、特定する。

4. 研究成果

1978年から、2010年までの88例の歯科医事訴訟の判例を解析の結果、以下の知見が得られた。

- 1) 歯科医師の法的責任に関連していた因子

歯科医師の説明義務違反の有無別に、各変数の平均値あるいは割合を比較した。その結果、疾病の重症度は、歯科医師の法的責任が

認められた場合、有意に永久的な傷害である割合が高かった ($p<0.000$)。また、診療科に関して、歯科医師の敗訴ケースでは、有意に口腔外科とインプラント科である割合が高かった ($p=0.016$)。また、歯科医師の不誠実な態度があったと認定されたケースは、歯科医師敗訴のケースにおいて、有意に高い割合であった。

さらに、歯科医師の法的責任の有無を目的変数、患者および歯科医師の属性を説明変数としてロジスティック回帰分析を行った。その結果、「患者の受けた傷害の程度」、「医療保険の種類」が有意に歯科医師の法的責任に関連していた因子であった。

2) 認定理由別のケース数

本研究のすべての対象を判決別および判決理由別で分類したところ、勝訴は39件、棄却は49件であった。勝訴の判決理由を「歯科医師の説明義務違反および過失」「説明義務違反のみ」「過失のみ」に3分類したところ、「説明義務違反および過失」が22件、「説明義務違反のみ」が9件、「過失のみ」が8件であった。因みに、過失については、歯科医師による手技的な過失や判断ミスのいずれか、もしくは双方が有ったと判断されたものを過失とした。

3) 歯科医事訴訟の時代的変遷

次に、歯科医師の法的責任が認定されたケースに限って、歯科医事訴訟が始まった年別(1978-1999 vs 2000-2010)に、各変数の平均値あるいは割合を比較した。その結果、近年では以前の群に比べ、患者が女性である割合が有意に高かった ($p=0.049$)。また、近年では、裁判の争点に歯科医師の説明義務が含まれている割合が有意に高かった ($p=0.044$)。さらに、近年のケースでは、原告が、家族を含まず、患者1人である ($p=0.009$)、歯科医師の説明義務違反が認定されている ($p=0.013$) 割合が有意に高くなっていった。

主な知見に対する考察は次の通りである。

(1) 歯科医師の説明義務の重要性

第1には以前ケースと比較して、近年では、争点に説明義務違反が含まれている、あるいは認定されたケースの割合が有意に高かった。これは、わが国において、歯科医師の患者に対する説明が、近年において重要となっていることを示している。特に、歯科医師の手技的な過失がなくても、法的責任が認定されているケースも多かった。欧米の先行研究によると、医療の質よりも医師-患者間のコミュニケーションの質の方が医事紛争(患者・家族と医師・病院間での治療を巡るトラブルで訴訟に至らないものも含む)と強く関連していることが明らかになっている。わが国でも、近年同様の傾向が強くなっていることを示唆する結果となった。

(2) 歯科分野における外科的側面

しかしながら、診療が口腔外科やインプラント科である場合、歯科医師の法的責任が認定されてケースが多かった。前述したように、先行研究により、内科医はコミュニケーションのあり方が医事紛争の原因になりうるが、外科医ではないことが明らかになっている。すなわち、外科的な処置では、より治療結果が重要視される。歯科では、処置に外科的なものが多く含まれ、特に近年増加しているインプラント処置においては、より慎重な対応が必要であることを示唆していよう。

(3) その他の歯科医師の法的責任に関連していた因子

それ以外に関連のみられた因子としては、歯科医療保険の種類であった。わが国においては、歯科領域では審美的な治療が多く、いわゆる社会保険外の全額自己負担である割合が高い。本研究において、歯科医師の法的責任が認められたケースでは、社会保険でカバーされていないケースが有意に高かった。また、歯科医師に不誠実な態度があると裁判で認定されたケースでは、有意に法的責任が認定されている割合が高かった。これは、直接的なコミュニケーション因子であり、患者が受けた印象が、医事訴訟がおこる原因、あるいは法的責任に影響していることを示している。

以上のような関連因子についても、歯科医師は認識しておく必要がある。

(4) 本研究の限界と今後の課題

本研究の問題点としては、まずこの時期のわが国における、すべての歯科領域の判決を対象としていないことである。これは、話題性等の観点から選択されて雑誌に掲載されている可能性があり、一定の選択バイアスがかかっていることが考えられる。また、判例数が少ないことも問題点としてあげられる。そのため、結果を解釈する際には、サンプルの代表性に注意を払う必要があると思われる。

以上の問題点にも関わらず、医事紛争の要因を検討する上で、歯科医事訴訟判決を用いた今回の検討は一定の意義があると考えられる。わが国においては歯科分野にかぎって、医療裁判についてこのように定量的に分析を行った報告は他にほとんどみられず、重要な資料となることが期待される。別のデータを用いた研究によって今回得られた知見の妥当性を検証することが今後の課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 件)

なし

〔学会発表〕（計 3 件）

1. 濱崎朋子、邵 仁浩、栗野秀慈、吉田明弘、安細敏弘、竹原直道 歯科医師の 説明義務と法的責任に関する研究 口腔衛生学会（岐阜）2009(平成 21)年 10 月 9、10、11 日.
2. 濱崎朋子、佐藤公彦 わが国における歯科医事訴訟判例の分析 第 12 回日本歯科医療管理学会九州支部学術大会（鹿児島）2010(平成 22)年 11 月 14 日
3. 濱崎朋子、栗野秀慈、吉田明弘、安細敏弘、竹原直道 Dentist' explanatory behaviours in dental malpractice litigation in Japan. IADR/AADR/CADR 89th General Session and Exhibition (San Diego). 2011(平成 23)年 3 月 14-17 日

〔図書〕（計 件）

なし

〔産業財産権〕

○出願状況（計 件）

なし

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

○取得状況（計◇件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

濱崎朋子 (HAMASAKI TOMOKO)

九州女子大学・家政学部・准教授

研究者番号：6 0 3 1 6 1 5 6

(2) 研究分担者

萩原 明人 (HAGIHARA AKIHITO)

九州大学・大学院医学研究院・教授

研究者番号：5 0 2 9 1 5 2 1

邵 仁浩 (INHO SOH)

九州歯科大学・歯学部・助教

研究者番号：1 0 2 8 5 4 6 3

栗野 秀慈 (SHUUJI AWANO)

九州歯科大学・歯学部・講師

研究者番号：2 0 3 0 1 4 4 2

吉田 明弘 (AKIHIRO YOSHIDA)

九州歯科大学・歯学部・助教

研究者番号：2 0 3 5 4 1 5 1

安細 敏弘 (TOSHIHIRO ANSAI)

九州歯科大学・歯学部・教授

研究者番号：8 0 2 4 4 7 8 9

竹原 直道 (TADAMICHI TAKEHARA)

九州歯科大学・歯学部・教授

研究者番号：0 0 0 3 8 8 7 9

(3) 連携研究者

()

研究者番号：